

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成30年 5月27日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2017

課題番号：15K02438

研究課題名（和文）中国古典文学における罪の意識についての研究

研究課題名（英文）Sense of guilt in the Chinese classical literature

研究代表者

釜谷 武志（KAMATANI, Takeshi）

神戸大学・人文学研究科・教授

研究者番号：30152838

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：先秦から漢代にかけて、祖先の行動が子孫の禍福に影響を及ぼすという考えが広く存在した。後漢以降、罪の意識が希薄になると並行して、出処の問題を遇不遇の問題とする。曹植は詩歌に「私の罪」をも詠み込んで、直接「罪」の語を用いない作品においても、いわれなき「罪」に苦悩する自己を暗示している。

白話小説で、家族の離散は悲劇的に描かれ、再会の場面で息子は両親に謝罪して慰めあうが、元雑劇「合汗記」などは、離散と再会の場でも、笑いの仕掛けがちりばめられている。

研究成果の概要（英文）：From pre Qin Dynasty to Han Dynasty, a thought widely existed that the behavior of the ancestors had an influence on the fortune and misfortune of the descendants. After later Han Dynasty, people became to think that a problem of career advancement came from a problem of fortune and misfortune, as a sense of guilt became thinner. Cao Zhi implied himself suffering from a groundless "crime" by writing his "own crime" in poetry, even in his work without the word of "crime".

The splitting of the family is mostly described tragically in colloquial style novels, and in the scene of the reencounter the son apologizes to his parents and they cheers up each other, however, in He-Han-Ji one of the music drama of Yuan Dynasty, some tricks of the laughter are studded with even over such scenes of disintegration and reencounter.

研究分野：中国古典文学

キーワード：罪 罰 禍福

1. 研究開始当初の背景

(1) 罪の意識は洋の東西、古今を問わず、人間にとって興味深いテーマの一つである。それは悪と見なされる行為と密接にかかわり、人間の負の側面を映し出しているからであろう。中国古典文学においても同様であると考えられるが、文学作品において罪なり罰なりは正面切って取りあげられることが少なかった。その原因は、古典文学の規範性、タブーの意識と切り離しては考えられない。漢代から魏晉時期の文学作品は他の時代よりも、人生の短さを嘆くことがはるかに多いが、それは幸福ではなく不幸を免れることができないという文脈で語られる。この点については、祖先の行為の善悪と絡んでいるために、一種のタブーの意識が作用して詳しくは述べられていないが、先祖の善悪がめぐりめぐって子孫の禍福に影響するという考えがその根底にあると思われる。こうした考えが通常の文献、とりわけ文学作品にほとんど見られないのは、文学作品についての当時の意識が制約を受けていて、一種の自己規制が作用していたからだと思われる。

(2) 漢代に続く魏晉南北朝においても、いわゆる志怪小説には罪過の意識に関連して、祖先と子孫が密接に関連していることをうかがわせる例がある(『捜神記』巻1)が、総じて正統的な詩文にはあまり見られない。このこともタブーと結びつけて解釈できるが、漢代に伝来した仏教の因果応報思想が、祖先と子孫の問題でなく、あくまでも個人の問題として罪をとらえていて、従来の伝統的な罪の意識が変わっていったことも視野に入れるべきであろう。伝統的な詩文に加えて、いわゆる口語で書かれた白話文学が流行するのは明代、とりわけその後期においてである。「三言」と呼ばれる短篇小説集シリーズには、日常生活での愛情、金銭、犯罪などが描かれていて、罪や罰への意識や実感が反映されている。罪に対して下される罰に関しては、勧善懲悪を強く推奨する作品には悪事に対する刑罰や天罰が多く見られる。

(3) このように中国古典文学では、ある時期にあっては隠微な形において、またある時期にあってはかなり明確な形において、罪に関する記述が見られる。しかしながら、古典文学における罪について考察した例は、国内・国外を通じてこれまでにほとんどない。罪の意識がいかなるものであったかを解明することは、伝統的な中国人の死生観、人生観の探求につながり、それらの特性を明らかにすることができよう。

2. 研究の目的

(1) 中国古典文学作品において、伝統的な詩文、民間歌謡や六朝・唐代の小説、明代清代の白話小説に及ぶ作品を対象として、罪の意識についていかなる特性があるのかを明ら

かにする。併せて、罪についての意識が形成され展開していく過程を社会的、文化的側面から明らかにする。

(2) 反道徳的、反社会的な行為や過失とされる罪に着目し、人間の背徳的な部分や社会の暗い部分について考察を進めることで、逆に当時の倫理観や規範意識がいかなるものであったかをより明確にし、中国古典文学の特質の一側面を明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 先秦から漢代にかけての思想と罪の意識についての研究。先秦から漢代にいたる文献を対象にして、天と人間、祖先と子孫等の関係性についての思想と罪について考究する。併せて、富谷至氏等の研究成果に学びながら、罪に対して下される刑罰の実態についても考察する。

(2) 明代小説における罪の意識についての研究。『古今小説』『警世通言』『醒世恒言』のいわゆる「三言」を中心に考察する。そこに見られる愛情、金銭、犯罪、離合、恩讐を描く場面に着目して、罪ならびにそれに対応する罰がどのようにとらえられているかを分析する。

(3) 女性をめぐる記述に見える罪の意識、嫉妬を中心に研究する。嫉妬深い女性の罪について考察する。「妬」は家を崩壊させる原因として「七去」の中で最も忌むべきものとされていた。

(4) 曹植の「罪」の意識がどのようなことばによって表現されているのか、それが曹植文学の特徴とどう関わるのかについて考察する。三国時期の文学作品において「罪」の意識が比較的鮮明にあらわれているのは、容易に理解できるが、その多くは章・表・令といった実用性の高い散文作品においてである。曹植は、それに加えて詩においても「罪」にかかわる表現を用いている。その背景に、詩人の高い志と無実の訴えをことばを通して伝達しようとする姿勢があったことを明らかにする。

(5) 中国民衆の罪の意識を考える前提として、一般市民の生活感情全般に対する基礎的な調査を、近世以前の各時代の口語で記された芸能作品や文学作品を対象に行う。主に、敦煌変文で知られる仏教との関係が強い絵解き芸能とその後世への影響、また親子の離別・再会を描く諸作品の中での罪に関わる表現、そして罪との関係が深いと考えられる地獄や冥土の裁判に関する調査を行う。親子の離別に関わる罪の意識の重要性については、掘り下げる必要があると考える。

(6) 「性」という西洋的な概念を用いて、明

清から現代にかけての中国社会の様相や価値観の変遷を考察する。特に清朝が漢民族の思想や伝統的価値観にどのような作用を与えたかという視点から考察して、纏足・男女隔離・溺女・人身売買・同姓関係などさまざまな問題について、法律・制度上の「罪」、社会通念上の「罪」がどう捉えられていたかを具体的に考える。

4. 研究成果

(1) 先秦から漢代にかけての、祖先と子孫の関係性、とりわけ後漢の班固「幽通賦」とそこに施された曹大家の注に着目して、幸不幸が後天的な要因によって決定するとともに、先天的にすでに決定している部分もあること、その際、祖先の行動が子孫の禍福に影響を及ぼすという考えが当時に存在していたことを明らかにした。これは、子孫から見れば、生まれた時から罪を背負っていることになり、ある意味ではキリスト教の原罪に近い要素をもっていることになる。吉川忠夫氏が前漢の官吏について明らかにされた罪の意識に近似したものが、後漢の文学作品にも見られるのは、大いに注目しなければならない。また、祖先の罪を子孫が継承するという考えについては、旧約聖書・出エジプト記(20-5、6)に、「我工ホバ汝の神は嫉む神なれば我を悪む者にむかひては父の罪を子にむくいて三四代におよぼし、我を愛し我が誠命を守る者には恩恵をほどこして千代にいたるなり」とあるのと共通性を認めることができる。

(2) 班固「幽通賦」に見られる、子孫が祖先から罪を継承するという意識をふまえて、その系列に位置する張衡「思玄賦」を主たる対象として考察すると、ここでは罪の意識が希薄になると並行して、出処の問題を遇不遇の問題として解決しようとする姿勢が濃厚であることが知られる。遇不遇の問題は、もとより先秦から見られるものであって、中国知識人にとって最も切実なテーマであるが、王充『論衡』で繰り返し論じられているように、後漢時期においてとりわけ顕著にあらわれている。罪として自身がかかえる態度から、遇不遇、すなわち偶然性の問題へと転化する態度へ徐々に替わっていく過程がうかがわれる。

(3) 漢から唐にかけての文学作品には、偶然に関わる表現が散見される。それは罪なき人に天は不幸をもたらさないという原則に反する事象が生じた際、合理的な解釈を強引に施すのに「偶然」という要素を持ちこんだ解釈できる。あくまでも原則に反する場合であるから、伝統的な詩文ではなく、民間歌謡や小説、詩僧の作品において、より多く出現する。

(4) 曹植が「罪なき自己」や「罪深き自己」をいかに表現しようとしたかについて、詩歌

を中心に検討を加えると、次の諸点が明らかになる。「罪(辜)」の語を直接含む表現を確認すると、古詩や古楽府にみえる罪なき女性の歎きという表現パターンがあり、それを曹丕・曹植も継承しているが、曹植の場合は他の詩人とは異なり、詩歌に「私の罪」をも詠み込んでいる。その結果、直接「罪」の語を用いない他の作品においても、いわれなき「罪」に苦悩する自己を暗示する効果を生んでいる。「罪」の語を直接的に使用せずに罪なき自己を示す表現として、「風に吹き飛ばされる私」や「手段喪失」をいう表現があるが、これらはいずれも曹丕が好んで用いていた表現であり、曹丕のこぼを意識的に使用することにより、最も無罪を訴えかけたい相手に効果的に響かせようとしたものであった。「鳴」字を曹植は効果的に使用する。刀剣のもつ冷たくすさまじい感覚を視覚的ではなく、「鳴」の字で表現するように、寒風や寒蟬の音が我が身に迫って鳴るとする表現は、否応なく再認識させられる罪を得た自己とその非力さを示す手法といえる。

(5) 曹植は「愁」を題材にした賦を複数書いているが、後漢以来増加する抒情賦の中でもそれは珍しい存在である。曹植の詩には、同じ愁いの表現でも「憂」の字の使用が多く、「愁」とは意識的に使い分けている可能性があること、曹植の詩賦にみえる「愁思」の語は、本来「矢志」と結びつく語であったのが、「長門賦」以降は女性の愁いを詠む語に変質し、その意味での使用がほとんどになっていくこと、「愁思」を含む「愁」を曹植は賦の題材としつつ、若干異なる用法によって、「矢志」の内容に転換しえていること、すなわち、罪を得た身の曹植にとって、「愁」という題材は安全にものを言う(無罪の主張)仕掛けであった諸点を明らかにした。

(6) 陶淵明「桃花源記」に、「外人」に話すには及ばぬという件がある。これは、倫理に訴えることで罪悪であることを婉曲的に伝えていると解釈することもできる点を示した。

(7) 家族の離散と再会を描いた、明代末期の短篇白話小説「蘇知鼎羅衫再合」と、これと密接な関係を持つ諸作品について、以下の諸点を明らかにした。白話小説の中では、家族の離散状態は極めて悲劇的に描かれており、再会の場面で息子は両親に謝罪のこぼを述べ、互いの思いと苦しみを語り慰めあう。ほぼ同時期に成立したと崑曲「白羅衫」でも、その描き方はおおむね軌を一にしている。しかし、これらとの関係が指摘されてきた元雜劇「合汗記」などは、家族の離散と再会を同じく描きながら、滑稽なキャラクターたちの思考や行動はコミカルで、作品全体に笑いの仕掛けがちりばめられている。また『西遊記』

に登場する三蔵法師が生後まもなくに離別した父母を捜し求める物語「陳光蕊江流和尚」も、元雑劇との関係を見せる。また時代を遡れば、唐代にその原型となる作品を見いだせ、長い間にさまざまなジャンルの芸能や文学で継承と変容が繰り返され、複数の戯曲作品の間でこのテーマがどのように変容しているのかを考察すべきという重要性を指摘した。

(8)古代中国の家族観では、子は両親のそばにいて孝を尽くすことが重んじられ、孝を強調しすぎるとそれと対置される「不孝」がおのずと意識され、やむを得ない状況で離ればなれになった場合でも、「不孝」が罪の意識に結びつけられる。近世の家族の別離を描く白話小説・戯曲作品では、その多くが母子の感情を描き、より根本的で普遍的な肉親間の情愛をバックボーンとしながら、「不孝」や罪の意識が物語や登場人物たちを突き動かしていると考えられる。

(9)「性」という視点から、明清以降の中国社会の変容の過程を考える上で、いくつかの点が明らかになった。単に男女を対比するのではなく、「光棍」や「閨秀」という旧中国社会を象徴する存在のもつ意味や生み出された背景、旧中国社会の特質や歪みに着目する必要性。旧中国という語が指し示す伝統的漢民族文化 明王朝と、二〇世紀以降の新中国との間に存在する満州族の清王朝が、価値観の維持あるいは転換にどう作用したかを考察する必要性。こうした問題について、スーザン・マン著・小浜正子、リンダ・グローク監訳『性からよむ中国史 男女隔離・纏足・同性愛』を手がかりにしつつ明らかにした。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計7件)

釜谷 武志、自己を語る賦 班固「幽通賦」を中心に、中国文学報、査読無、89、2017、pp.29-55、

廣澤 裕介、「全相平話」と絵解き芸能、日本中国学会報、査読有、69、2017、pp.109-124、

林 香奈、愁いと賦 曹植を中心に、京都府立大学学術報告・人文、査読無、69、2017、pp.45-61、

釜谷 武志、「安世房中歌」試論、未名、査読有、34、2016、pp.1-32、

林 香奈、曹植の「罪」とことば、未名、

査読有、34、2016、pp.33-64、

釜谷 武志、陶淵明「桃花源記」とその周辺、論叢国語教育学、査読無、11、2015、pp.101-109、

釜谷 武志、東晋陶淵明及其風景観、仰止集、査読無、上海古籍出版社、2015、pp.241-253、

〔学会発表〕(計3件)

釜谷 武志、中古文学里的“偶然”初探、中国中古(漢唐)文学国際学術研討会、2017年11月18日、広州(中国)

廣澤 裕介、明代白話小説「蘇知縣羅衫再合」の関連作品について、中国藝文研究会、2017年3月26日、立命館大学末川記念会館(京都府・京都市)

釜谷 武志、文学史研究・学術史研究与文学批評史研究、第4届中国文論国際学術研討会、2016年11月19日、上海(中国)

〔図書〕(計1件)

六朝楽府の会：佐藤 大志・釜谷 武志・林香奈、ほか計10名、和泉書院、『隋書』音楽志訳注、2016、pp.1-3, 64-79, 151-167, 314-331, 349-368、

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

釜谷 武志(KAMATANI, Takeshi)
神戸大学・大学院人文学研究科・教授
研究者番号： 30152838

(2)研究分担者

廣澤 裕介 (HIROSAWA, Yusuke)
立命館大学・文学部・准教授
研究者番号： 20513188

林 香奈 (HAYASHI, Kana)
京都府立大学・文学部・准教授
研究者番号： 30272933

(3)連携研究者

()

研究者番号：

(4)研究協力者

()